

避難実施要領(案)

玄海町長

令和 年 月 日 時 分 現在

弾道ミサイル攻撃発射前(屋内避難)

1 佐賀県からの避難の指示の内容

国の対策本部長は、国民保護法に基づき、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。要避難地域の住民は建物に避難するとともに、安全が確認されるまでの間、そのまま屋内退避を継続すること。それぞれ、ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにして、防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。

2 事態の状況、関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生時期	令和 年 月 日 :
発生場所	—
実行の主体	○国
事案の概要と被害状況	弾道ミサイルの発射準備が認められる。
今後の予測・影響と措置	実際に弾道ミサイルが発射されたときに迅速に対応委できるように、住民に対して、警報の発令に関する情報に注意を促すとともに、住民のとるべき行動について周知する。
気象の状況	天候: ___ 気温 ___℃ 風向 ___ 風速 ___ m/s

2-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	町全域
避難先と避難誘導の方針	知事の避難指示を踏まえた対処を基本とし、弾道ミサイル発射前には、それぞれ住民のいる場所の直近の堅牢な建物の屋内への避難、屋内の窓から離れた部屋に移動することを原則とする。
避難開始日時	令和 年 月 日 :
避難完了予定日時	令和 年 月 日 :

2-3 関係機関の措置等

措置の概要	事態に備え、関係機関との連絡調整を図る。
連絡調整先	唐津市消防本部(警防課):0955-72-9260 唐津警察署(警備課):0955-72-2101 唐津海上保安部(管理課):0955-74-4323 陸上自衛隊第16普通科連隊(第3科):0957-52-2131

3 事態の特性で留意すべき事項

- 自力での歩行が困難な者や日本語の理解が不十分な外国人については、付近にある者が避難に関して援助を行うとともに、必要に応じ、避難行動要支援者の例によって避難させる。
- 担当職員等は、屋外にいる者が堅牢な建物に速やかに避難が行えるよう配慮する。

3 住民以外の滞在者についても、屋内への避難誘導について、観光施設・大規模集客施設・店舗等に対して協力を依頼する。

4 住民の行動(基本事項)

屋内避難の指示を受けた場合の対応

屋内にいる場合

- 1 非常持出品を準備するとともに、防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。
- 2 ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。
- 3 現在の場所から別の場所へ避難する場合は、施錠等を行う。
- 4 出火防止対策を行う。
- 5 危険動物の逸走対策を行う。
- 6 その他必要と認められる事項

屋内にいない場合

- 1 徒歩を基本とし、避難のために屋外にいる時間を最小限にとどめる。
- 2 車両内にいる者は、可能な限り、車両を道路外の場所に駐車し、やむを得ず道路上に駐車する場合は、道路の左端に沿ってキーをつけたまま駐車するなど、緊急車の通行に妨げとならない方法とする。
- 3 原則として、直近の建物への避難を行うが、屋内への避難が困難なときは、遮蔽物の陰にとどまるか、地面に伏せて頭部を守る行動をとる。
- 4 周辺で着弾音等不審な音を聞知したときは、当該現場から離れるとともに、町、消防機関、県警察又は海上保安部に連絡する。

5 情報伝達

避難実施要領の住民への伝達方法

担当職員等は、住民に対し、防災行政無線、防災メール、防災 SNS、広報車による伝達や消防団、自主防災組織等を通じた伝達など、あらゆる手段により、警報や堅牢な建物の屋内への避難が必要である旨を周知する。

実際に弾道ミサイルが発射され、本町の区域が着弾予測点に含まれる場合は、J-ALERT システムにより、最大音量でのサイレン吹鳴が実行される。

避難実施要領の伝達先

伝達先一覧表による。

6 緊急時の連絡先

玄海町
国民保護対策本部
(緊急対応事態対策本部)

電話:0955-52-2115
F A X:0955-52-5008
e-Mail:bousai@town.genkai.lg.jp